

平成 26 年 2 月 13 日

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性施策推進室

生物多様性保全推進支援事業実施要綱等の一部改正について (概要)

平成 25 年度環境省行政事業レビューの結果を受け、生物多様性保全推進支援事業実施要綱、生物多様性保全推進事業実施要領、生物多様性保全推進交付金交付要綱、生物多様性保全推進交付金取扱要領（以下、要綱等）を改正する。

今回の一部改正は、下記のとおり法律等に基づき国が一定の責任を有する事業に対象メニューを変更するものである。なお、平成 26 年 1 月 1 日より以前に事業計画の承認を受けた継続事業については従前の例によるものとする。

1. 「野生動植物保護管理対策」について

	改正前	改正後
実施要綱・交付要綱	(1) 野生動植物保護管理対策 <u>地域における適正な野生動植物保護管理対策及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策にかか</u> <u>る地域の活動を支援する。</u>	(1) <u>国内希少野生動植物等対策絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策にかか</u> <u>る地域の活動を支援する。</u>
実施要領・取扱要領	(1) 野生動植物保護管理対策 <u>①特定鳥獣保護管理計画に位置づけられた事業など、地域における適正な野生動物保護管理対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業</u> <u>②環境省版レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類以上に位置づけられる種であって、緊急な対策等が必要な種に関する事業</u>	(1) <u>国内希少野生動植物等対策種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策であって、国内希少野生動植物種及び我が国に生息する国際希少野生動植物種の保護、絶滅危惧種の集中的に分布する地域における取組、都道府県をまたがる広域的な取組、急激に減少している又は著しく数の少ない絶滅危惧種に対する取組など、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業</u>

【改正のポイント】

- ▶ 野生鳥獣対策を対象外とする
- ▶ 種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物（以下、絶滅危惧種）対策については、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び特に優先順位の高い絶滅危惧種対策に限定
- ▶ 特に優先順位の高い絶滅危惧種対策は、具体的には、
 - ・絶滅危惧種が集中的に分布する地域における取組
 - ・都道府県をまたがる広域的な取組
 - ・急激に減少している又は著しく数が少ない絶滅危惧種に対する取組などを対象
- ▶ 上記に伴い名称を「国内希少野生動植物等対策」に変更

(2) 「外来生物防除対策」について

	改正前	改正後
実施要綱・交付要綱	<p>(2) 外来生物防除対策</p> <p>外来生物等により、地域の生態系や住民の生命・身体に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、地域における外来生物防除にかかる活動を支援するもの。</p>	<p>(2) 特定外来生物防除対策</p> <p><u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物等により、地域の生態系や住民の生命・身体に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、地域における特定外来生物等の防除にかかる活動を支援するもの。</u></p>
実施要領・取扱要領	<p>(2) 外来生物防除対策</p> <p><u>特定外来生物等（要注意外来生物、国内の他地域から持ち込まれた外来種を含む。）に関する対策であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業</u></p>	<p>(2) 特定外来生物防除対策</p> <p><u>外来生物法に基づく対策であって、特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の防除など、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業</u></p>

【改正のポイント】

- ▶ 外来生物法に基づき国が指定した特定外来生物の対策に限定（要注意外来種等を対象外とする）
- ▶ ただし、現在特定外来生物への指定を具体的に検討している外来生物については、特定外来生物に準ずるものとして対象とする
- ▶ 上記に伴い名称を「特定外来生物防除対策」に変更

(3) 「重要生物多様性地域保全再生」について

	改正前	改正後
実施要綱・交付要綱	<p>(3) 重要生物多様性地域保全再生</p> <p>国土の生態系ネットワークの要となる地域における生物の生息環境の保全再生、<u>地域固有の生物多様性の保全上重要な地域の保全再生のための事業など</u>、生物多様性保全上重要な地域における活動を支援するもの。</p>	<p>(3) 重要生物多様性<u>保護</u>地域保全再生</p> <p>国土の生態系ネットワークの要となる<u>法律又は国際条約等に指定された保護地域</u>における生物の生息環境の保全再生のための事業など、生物多様性保全上重要な地域における活動を支援するもの。</p>
実施要領・取扱要領	<p>(3) 重要生物多様性地域保全再生</p> <p><u>法令もしくは国際条約に基づく保護地域、ユネスコの定める生物圏保存地域(MAB)、または環境省の選定する重要湿地もしくは特定植物群落</u>における事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業</p>	<p>(3) 重要生物多様性<u>保護</u>地域保全再生</p> <p><u>自然公園法に基づく国立公園及び国定公園、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、鳥獣保護法に基づく国指定鳥獣保護区、ラムサール条約に基づくラムサール条約湿地、世界遺産条約に基づく世界自然遺産、ユネスコの人間と生物圏(MAB)計画に基づく生物圏保存地域(BR)</u>における事業等であって、国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業</p>

【改正のポイント】

- ▶ 法律もしくは国際条約に基づく保護地域等における生物多様性の保全再生活動に限定（日本の重要湿地500、特定植物群落を対象外とする）
 - ▶ 具体的には
 - ・自然公園法に基づく国立・国定公園
 - ・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
 - ・鳥獣保護法に基づく国指定鳥獣保護区
 - ・ラムサール条約登録湿地
 - ・世界自然遺産登録地
 - ・ユネスコの人間と生物圏(MAB)計画に基づく生物圏保存地域(BR)
- における事業を対象

※都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域、都道府県指定鳥獣保護区は対象外

- ▶ 上記に伴い名称を「重要生物多様性保護地域保全再生」に変更